



平成19年3月期 個別中間財務諸表の概要

平成18年11月22日

会社名 株式会社 仙台銀行

本店所在地 仙台市青葉区一番町2丁目1番1号

(URL <http://www.sendaibank.co.jp>)

代表者 役職名 取締役頭取 氏名 三井 精一

問合せ先責任者 役職名 取締役企画部長 氏名 御園生 勇郎 TEL (022) 225-8241

決算取締役会開催日 平成18年11月8日

配当支払開始日 平成18年12月8日 単元株制度採用の有無 有(1単元100株)

1. 18年9月中間期の業績(平成18年4月1日~平成18年9月30日)

(1)経営成績 (注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	経常収益		経常利益		中間(当期)純利益		1株当たり 中間(当期)純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円	銭
18年9月中間期	9,982	(9.6)	773	(37.9)	425	(48.6)	56	14
17年9月中間期	9,104	(2.3)	1,245	(17.1)	828	(7.5)	109	28
18年3月期	18,894	(4.7)	2,439	(29.3)	1,444	(12.3)	189	22

(注) 期中平均株式数 18年9月中間期 7,577,862株 17年9月中間期 7,580,069株 18年3月期 7,579,513株
 会計処理の方法の変更 無
 経常収益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率

(2)財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率(注1)	1株当たり 純資産		単体自己資本比率 (国内基準)(注2)
	百万円	百万円	%	円	銭	%
18年9月中間期	791,936	24,643	3.1	3,252	29	8.76
17年9月中間期	781,420	25,863	3.3	3,412	44	8.51
18年3月期	782,750	25,234	3.2	3,328	46	8.69

(注) 期末発行済株式数 18年9月中間期 7,591,100株 17年9月中間期 7,591,100株 18年3月期 7,591,100株
 期末自己株式数 18年9月中間期 13,752株 17年9月中間期 11,891株 18年3月期 12,682株

(注1)「自己資本比率」は、中間期末純資産の部合計を中間期末資産の部の合計で除して算出しております。

(注2)「単体自己資本比率(国内基準)」は、「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」
 (平成5年大蔵省告示第55号)に基づき算出しております。

2. 19年3月期の業績予想(平成18年4月1日~平成19年3月31日)

	経常収益	経常利益	当期純利益
	百万円	百万円	百万円
通 期	18,600	1,800	1,000

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 131円 73銭

3. 配当状況・現金配当

	1株当たり配当金(円)					年間
	第1四半期末	中間期末	第3四半期末	期末	その他	
18年3月期		25.00		25.00		50.00
19年3月期(実績)		25.00				50.00
19年3月期(予想)				25.00		

(注)18年9月中間期末配当金の内訳 記念配当 - 円 - 銭 特別配当 - 円 - 銭

(注)上記の予想は本資料の発表日現在において入手可能な情報及び将来の業績に影響を与える不確実な要因に係る本資料発表日現在における仮定を前提としております。実際の業績は、今後様々な要因によって大きく異なる結果となる可能性があります。

比較中間貸借対照表(主要内訳)

(単位:百万円)

科 目	平成18年度 中間期末(A)	平成17年度 中間期末(B)	比 較 (A - B)	平成17年度末 (要約)(C)	比 較 (A - C)
(資産の部)					
現金預け金	24,738	22,190	2,548	26,765	2,027
一 口 一	42,852	54,954	12,102	41,344	1,508
買入金	39	35	4	36	3
金銭の信託	-	519	519	-	-
有価証券	197,361	184,222	13,139	196,236	1,125
貸出金	512,614	506,809	5,805	504,362	8,252
外 国 為 替 資 産	204	112	92	113	91
そ の 他 資 産	3,860	2,999	861	3,223	637
動 産	-	9,693	-	9,748	-
有形固定資産	9,370	-	-	-	-
無形固定資産	75	-	-	-	-
繰延税金資産	2,799	2,011	788	2,352	447
支払引当金	5,065	5,391	326	5,332	267
貸倒引当金	7,046	7,518	472	6,765	281
資産の部合計	791,936	781,420	10,516	782,750	9,186
(負債の部)					
預 渡 性 預 金	727,754	728,892	1,138	719,299	8,455
借 渡 用 金	23,240	10,270	12,970	21,530	1,710
外 国 為 替 債 金	6,225	6,228	3	6,228	3
そ の 他 負 担 債 金	2	0	2	1	1
賞 与 引 当 金	2,488	2,409	79	2,613	125
退 職 給 付 引 当 金	305	310	5	285	20
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 担 債 金	889	871	18	902	13
支 払 承 承 諾 債 金	1,322	1,181	141	1,322	-
負債の部合計	5,065	5,391	326	5,332	267
負債の部合計	767,292	755,556	11,736	757,515	9,777
(資本の部)					
資 本 本 剰 余 金	-	7,485	-	7,485	-
資 本 本 剰 余 金	-	5,875	-	5,875	-
資 本 本 準 備 金	-	5,875	-	5,875	-
利 益 剰 余 金	-	7,089	-	7,515	-
利 益 準 備 金	-	1,609	-	1,609	-
任 意 積 立 金	-	4,357	-	4,357	-
中 間 (当 期) 未 処 分 利 益	-	1,121	-	1,547	-
土 地 再 評 価 差 額 金	-	1,743	-	1,602	-
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	-	3,703	-	2,792	-
自 己 株 式	-	32	-	35	-
資本の部合計	-	25,863	-	25,234	-
負債及び資本の部合計	-	781,420	-	782,750	-
(純資産の部)					
資 本 本 剰 余 金	7,485	-	-	-	-
資 本 本 剰 余 金	5,875	-	-	-	-
資 本 本 準 備 金	5,875	-	-	-	-
利 益 剰 余 金	7,741	-	-	-	-
利 益 準 備 金	1,609	-	-	-	-
そ の 他 利 益 剰 余 金	6,131	-	-	-	-
別 途 積 立 金	5,331	-	-	-	-
退 職 給 与 積 立 金	25	-	-	-	-
繰 越 利 益 剰 余 金	773	-	-	-	-
自 己 株 式	40	-	-	-	-
株 主 資 本 合 計	21,061	-	-	-	-
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,978	-	-	-	-
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0	-	-	-	-
土 地 再 評 価 差 額 金	1,602	-	-	-	-
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	3,582	-	-	-	-
純 資 産 の 部 合 計	24,643	-	-	-	-
負債及び純資産の部合計	791,936	-	-	-	-

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

比較中間損益計算書（主要内訳）

（単位：百万円）

科 目	平成18年度 中間期(A)	平成17年度 中間期(B)	比 較 (A - B)	平成17年度 (要約)(C)
経 常 収 益	9,982	9,104	878	18,894
資 金 運 用 収 益	7,788	7,582	206	15,229
（うち貸出金利息）	(6,022)	(6,122)	(100)	(12,195)
（うち有価証券利息配当金）	(1,408)	(1,371)	(37)	(2,659)
役 務 取 引 等 収 益	1,236	1,329	93	2,648
そ の 他 業 務 収 益	742	14	728	121
そ の 他 経 常 収 益	215	177	38	895
経 常 費 用	9,208	7,858	1,350	16,454
資 金 調 達 費 用	909	492	417	1,181
（うち預金利息）	(346)	(105)	(241)	(287)
役 務 取 引 等 費 用	876	869	7	1,594
そ の 他 業 務 費 用	230	50	180	84
営 業 経 費	6,233	6,195	38	12,007
そ の 他 経 常 費 用	958	250	708	1,587
経 常 利 益	773	1,245	472	2,439
特 別 利 益	16	191	175	54
特 別 損 失	49	7	42	15
税引前中間(当期)純利益	740	1,428	688	2,478
法人税、住民税及び事業税	211	575	364	733
法 人 税 等 調 整 額	103	24	79	300
中 間 (当 期) 純 利 益	425	828	403	1,444
前 期 繰 越 利 益	-	293	-	293
中 間 配 当 額	-	-	-	189
中 間 (当 期) 未 処 分 利 益	-	1,121	-	1,547

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間株主資本等変動計算書
 (平成18年4月1日から
 平成18年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
				別途積立金	退職給与積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高	7,485	5,875	1,609	4,331	25	1,547	35	20,839	
中間会計期間中の変動額									
剰余金の配当(注2)						189		189	
利益処分による役員賞与						10		10	
別途積立金の積立				1,000		1,000			
中間純利益						425		425	
自己株式の取得							4	4	
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)									
中間会計期間中の変動額合計				1,000		774	4	221	
平成18年9月30日残高	7,485	5,875	1,609	5,331	25	773	40	21,061	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高	2,792		1,602	4,394	25,234
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注2)					189
利益処分による役員賞与					10
別途積立金の積立					
中間純利益					425
自己株式の取得					4
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	813	0		812	812
中間会計期間中の変動額合計	813	0		812	590
平成18年9月30日残高	1,978	0	1,602	3,582	24,643

(注1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(注2) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
有形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
動 産	2年～20年
 - (2) 無形固定資産
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,855百万円であります。
 - (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の上翌事業年度から費用処理
なお、会計基準変更時差異（2,385百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によるっております。
8. ヘッジ会計の方法
 - (イ) 金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成11年1月22日）注14により、金利スワップ取引に係る金銭の受払の純額等を当該資産等に係る利息に加減して処理しております
 - (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。）に規定する繰延ヘッジによるおります。
ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価

しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。

当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は24,642百万円であります。

なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。

(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)

「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。

表示方法の変更

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始される事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から以下のとおり表示を変更しております。

(中間貸借対照表関係)

- (1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益(又は中間未処理損失)」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」、「退職給付積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。
- (2) 純額で繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。

注記事項(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額総額 54百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,236百万円、延滞債権額は23,646百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は181百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,922百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は30,987百万円であります。
 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は1,000百万円であります。
7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,157百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 日本銀行共通担保、為替決済、公金事務等の取引の担保として、有価証券46,458百万円及び現金預け金21百万円を差し入れております。
 また、その他資産のうち敷金保証金は403百万円あります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、114,935百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が114,235百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 4,359百万円
 11. 有形固定資産の圧縮引帳額 342百万円
 (当中間会計期間圧縮引帳額 - 百万円)
 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,100百万円が含まれております。
 13. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,651百万円

注記事項(中間損益計算書関係)

1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。
 建物・動産 202百万円
 その他 1百万円
 2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額856百万円、債権売却損失35百万円、貸出金償却35百万円、及び株式等償却23百万円を含んでおります。

注記事項(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式	12	1		13	
普通株式	12	1		13	
合計	12	1		13	

注記事項(リース取引関係)

リース取引関係の注記については、E D I N E Tにより開示を行うため記載を省略しております。

有価証券関係

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成17年9月30日現在) 該当ありません
 当中間会計期間末(平成18年9月30日現在) 該当ありません
 前事業年度末(平成18年3月31日現在) 該当ありません